

雇用促進税制・地方拠点強化税制により拡充された雇用促進税制

雇用促進税制のご案内

WEBで検索 検索 

		TEL	FAX
厚生労働省	職業安定局 雇用政策課	03-3502-6770	03-3502-2278

【雇用促進計画の作成・確認などについて】 主たる事業所を管轄する労働局またはハローワーク

地方拠点強化税制

		TEL	FAX
経済産業省	地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課	03-3501-0645	03-3501-6231

所得拡大促進税制

所得拡大促進税制のご案内

WEBで検索 検索 

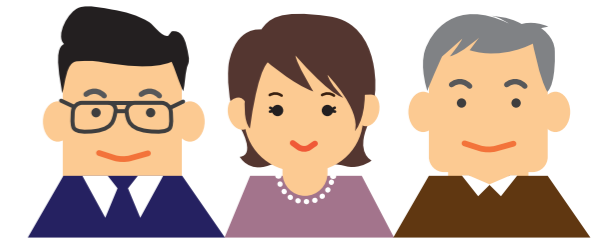
【最寄の経済産業局】		TEL	FAX
北海道経済産業局	地域経済課	011-709-1782	011-709-1911
東北経済産業局	地域経済課	022-221-4876	022-265-2349
関東経済産業局	産業人材政策課	048-600-0358	048-601-1292
中部経済産業局	地域人材政策室	052-951-2731	052-950-1764
中部経済産業局北陸支局	地域経済課	076-432-5518	076-432-5526
近畿経済産業局	地域経済課	06-6966-6011	06-6966-6077
中国経済産業局	地域経済課	082-224-5684	082-224-5765
四国経済産業局	地域経済課	087-811-8513	087-811-8554
九州経済産業局	産業人材政策課	092-482-5504	092-482-5390
沖縄総合事務局	地域経済課	098-866-1730	098-860-1375

【経済産業省】		TEL	FAX
経済産業政策局	産業人材政策室	03-3501-2259	03-3501-0382

明細書の記入方法等、税務手続きに関するご質問は、近隣の税務署・労働局・ハローワークにお問い合わせください。



今年は新人さん6人増えたから
40万円 × 6人 = 240万円
法人税がオトクになる!



頑張ってくれてるみんなのお給料、
総額で去年より**600万円**増やしたから
その**10%***の**60万円分**
法人税がオトクになる!

雇用促進税制

及び
地方拠点強化促進税制により拡充された
雇用促進税制

所得拡大促進税制

…あれ?どっちが 使えるんだっけ?



平成28年度から、この税制措置を
同時適用できるようになりました!

雇用促進税制

「同意雇用開発促進地域」内の事業所における
無期雇用かつフルタイムの
新規雇用者1人当たり**40万円**の税額控除

及び

地方拠点強化促進税制により拡充された 雇用促進税制

「特定業務施設」における
増加雇用者1人当たり**10～90万円**の税額控除

ベースアップを含めた幅広い賃上げを行った場合 所得拡大促進税制

基準事業年度に対する雇用者給与等支給額の
10%を税額控除 ※法人税額の10% (中小企業者等は20%)を上限



ただし
併用する場合、

**二重控除を
避けるための
調整計算**

が必要となります



計算方法は
中面へ



01 まずは、それぞれの税制の適用要件を満たしていることを確認

雇用促進税制(本則)

- 適用年度における給与支給額が、その前事業年度より一定以上増加
- 適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
- 適用年度に適用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業の場合は2人以上)かつ10%以上増加等

地方拠点強化促進税制により拡充された雇用促進税制(特則)

- 都道府県より、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けること
- 適用年度における給与支給額が、その前事業年度より一定以上増加
- 適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
- 適用年度に適用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業の場合は2人以上)増加等

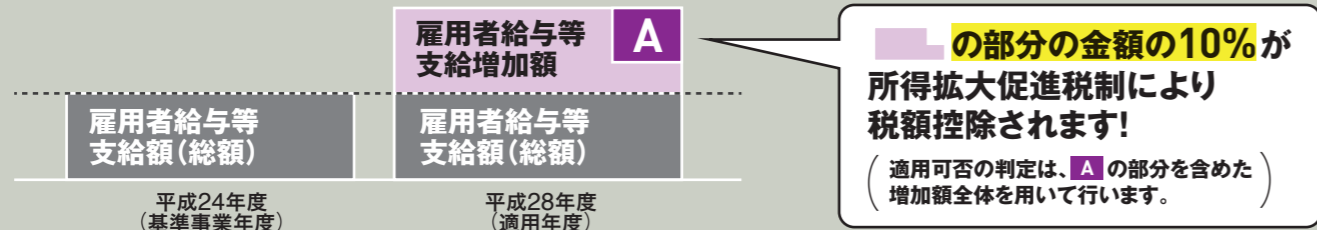
所得拡大促進税制

- 適用年度における給与支給額が、基準事業年度よりも一定以上増加
平成27年度 3%、平成28年度 4%(3%)、平成29年度 5%(3%) ※()内は中小企業者等
- 適用年度における給与支給額が、その前事業年度を下回らない
- 適用年度における継続雇用の平均給与等支給額が前事業年度を上回る

02 併用するには、所得拡大促進税制の法人税控除額の調整計算が必要

雇用者給与等支給増加額[※]から、雇用者数の増加による給与等の増加額 **A** を控除した金額の10% が、併用時の所得拡大促進税制における **法人税控除額** となります。ただし、法人税額の10%(中小企業者等は20%)を上限とします。

※☆ 個人事業主においては所得税。以下同様。
 ※★ 適用年度の雇用者給与等支給額から、基準事業年度(平成25年4月1日以後に開始する最も古い事業年度の1つ前の事業年度)の雇用者給与等支給額を控除した金額



$$\left(\text{雇用者給与等支給増加額} - \mathbf{A} \right) \times 10\% = \text{法人税控除額}$$

A を除いた金額を「雇用者増によらない賃金引き上げ分」とみなし、この部分に所得拡大促進税制も適用できます!

03 雇用者数の増加による給与等支給額の増加分を算出する

$$\left\{ \begin{matrix} \mathbf{B} + \mathbf{C} \\ \text{各年度分の合計} \end{matrix} \right\} \times 30\% = \text{雇用者数の増加による給与等の増加額 } \mathbf{A}$$

雇用者数の増加による給与等支給額の増加分(雇用者給与等支給増加重複控除額)は、所得拡大促進税制による法人税[※]の控除額の計算の基礎となる金額から除く必要があります。増加分は、事業年度の開始時と終了時にハローワークへ提出している雇用促進計画に記載した事項をもとに以下の式で推計します。 ※個人事業主においては所得税。以下同様。

B 適用年度分

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額}}{\text{雇用保険の一般被保険者数}} \times (\text{特定地域基準雇用者数} + \text{地方事業所基準雇用者数})$$

C 前年度以前の各年度分

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額}}{\text{雇用保険の一般被保険者数}} \times (\text{地方事業所基準雇用者数})$$

- 4 当該適用年度終了の日における人数。
- 5 当該適用年度において雇用促進税制(本則)の適用を受ける場合。
- 6 当該適用年度において雇用促進税制(特則)の適用を受ける場合。
- 7 当該適用年度において雇用促進税制(特則)の移転型の上乗せ(1人30万円)の適用を受ける場合に、雇用促進税制(特則)を適用した各年度。
- 8 雇用促進税制(特則)の適用を受けた前年度以前の事業年度における雇用者給与等支給額。
- 9 当該事業年度終了の日における人数。
- 10 地方事業所特別基準雇用者数が上限。

具体的な記入例

【雇用促進計画-1】(記入例)

⚠ ミスが多いので 〇 囲みは注意!

番号	⑩労働者の数 (計画期間の終了日)	⑫うち雇用保険 一般被保険者数 (計画期間の終了日)	⑭うち使用人兼 務役員及び役員 の特殊関係者数 (計画期間の終了日)	⑮労働者 増加数 (⑩-②)	⑯うち雇用保険 一般被保険者 増加数 (⑫-⑬)-(④-⑥)	⑳過去2年間 の事業主都合 離職の有無	事業所の廃止 又は新設	事業所の廃止 又は新設を 行った日
1 (主たる 事業所)	60	45	1	10	5	有(無)	廃止・新設	月 日
2	5	4	0	5	18 4	有(無)	廃止(新設)	3月 3日
3	20	10	0	0	0	有(無)	廃止・新設	月 日
4	0	0	0	▲10	▲10	有(無)	廃止(新設)	9月 30日
5	25	15	0	20	15	有(無)	廃止・新設	月 日
計	⑪ 130	⑬ 92	⑮ 1	⑰ 30	⑲ 18			

特定業務施設に係る欄
 雇用保険の一般被保険者数 = (⑬欄の数) - (⑮欄の数)
 地方事業所基準雇用者数
 特定地域基準雇用者数

B 適用年度分

$$\frac{\text{適用年度の雇用者給与等支給額}}{\text{雇用保険の一般被保険者数}} \times (\text{特定業務施設の} \mathbf{18} \text{欄の数} + \mathbf{22} \text{欄の数})$$

C 前年度以前の各年度分

$$\frac{\text{前年度以前の雇用者給与等支給額}}{\text{雇用保険の一般被保険者数}} \times \text{特定業務施設の} \mathbf{18} \text{欄の数}$$